

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した「くも膜下出血」は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成○年○月○日に○会社に入社し、婦人服販売店で勤務していた。

平成○年○月からは、○店の店長に異動となり、平成○年○月○日、勤務中に体調不良を訴え、意識が朦朧としたため、救急車で○病院に搬送され、「くも膜下出血」との診断を受けた。

請求人は、当該疾病が業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求を行ったところ、監督署長は、請求人の疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

会社から長期にわたる遠方への通勤を命じられたことによる疲労が原因となり発病した。

よって、業務と発症との因果関係は明確であり、業務上の災害である。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 疾患名及び発症時期

○病院主治医及び地方労災医員の意見より、「くも膜下出血」を平成○年○月○日に発症したと認められる。

(2) 発症直前から前日までの間に、「異常な出来事」に遭遇したことは認められない。

(3) 短期間の過重業務について検討すると、発症前 1 週間において時間外労働はなく、長時間労働は認められない。また、休日は 3 日確保されていた。

作業環境は店内での仕事であり、休憩時間も確保されていたことから、特に過重なものとは認められない。

また、突発的な対応を求められる出来事もなく、その他の負荷要因は認められない。

以上のことから総合的に判断すると、発症に近接した時期において、特に過重な業務に就労したとは認められない。

(4) 長期間の過重業務について検討すると、発症前 1 か月間の時間外労働時間数は 22 時間 50 分であり、発症前 2 か月間ないし 6 か月間における 1 か月当たりの平均時間外労働時間数は、発症前 6 か月間の 1 ヶ月当たりの平均時間外労働時間数である 15 時間 55 分が最長であるため、長時間労働は特段認められない。

業務は店内で行っており、休憩時間も確保されていたことから、労働時間以外の負荷要因は特に認められない。

請求人は、○店の勤務となって以降、片道 2 時間（往復 4 時間）の通勤をするようになったことが過重な負荷になった旨を主張するが、通勤は労働力を提供するために必要な行為であるものの業務ではないため、通勤時間を業務の過重性の評価対象とすることはできない。

総合的に判断すると、発症前に長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に従事したものと認められない。

(5) 以上のことから、請求人に発症した疾病は、業務起因性が認められず、業務上の事由によるものとは認められない。

4 審査官の判断

(1) 請求人は平成○年○月○日に「くも膜下出血」を発症したと認められる。

(2) 請求人には、発症当日及び発症前日に業務に関連する異常な出来事は認められない。

(3) 請求人の発症前 1 週間の業務状況は、時間外労働はなく長時間労働は認められない。また休日は 3 日確保されていた。

勤務内容も通常どおりの業務であり、交替制勤務や深夜勤務等の特殊な勤務実態もなく、過重な業務が継続していたとも認められない。したがって、本件疾病はこの間の業務の過重負荷により発症したものと認められない。

- (4) 請求人の発症前 6 か月間の時間外労働時間数については、発症前 1 か月で 21 時間 21 分、同 2 か月間の平均で 15 時間 00 分、3 か月間平均 12 時間 42 分、4 か月間平均 15 時間 29 分、5 か月間平均 15 時間 06 分、6 か月間平均 16 時間 59 分であり、また、1 か月ごとの時間数をみても、45 時間を超える時間外労働は認められない。さらに、休日も十分確保されており、業務内容も通常どおりであると認められることから、業務と本件疾病発症との関連性は極めて弱く、したがって、本件疾病はこの間の業務の過重負荷により発症したものとは認められない。
- (5) 請求人は、会社より遠方への通勤を命じられ、長時間の通勤を余儀なくされたもので、通勤による疲労が原因となって発症したものであり、業務と発症との因果関係は明確であると主張しているが、業務による労働時間と通勤に要する時間では、その性格・質からいっても同等・同質なものとして評価することはできないことから、請求人のこれらの事情をもって、請求人に業務による過重な負荷があったものとは認められない。
- (6) 請求人の健康状態、既往歴等については、請求人には未破裂の脳動脈瘤等が指摘されており、医証の内容を総合すると、当該基礎疾患が自然経過により相当程度増悪して本件疾病が発症するに至ったとの所見であると認められる。
- (7) 以上のことから、請求人の本件疾病の発症は、基礎疾患が自然経過により相当程度増悪したことに起因するものであると認められ、業務上の事由によるものとは認めることはできない。
- したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。